

議案第四十七号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

港区保健衛生事務手数料条例（平成十二年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

七十一 届 十一 十一 項 基	十一 一 一 一 一 一	東京 規 東 京 都 条 例 第 五 十 七 条 第 二 項 又 は 第 四 項 の 規 定 に 基 づ く 届 出 済 票 の 交 付	取 扱 い 規 制 条 例 （ 昭 和 六 十 一 年 東 京 都 条 例 第 五 十 七 条 第 二 項 又 は 第 四 項 の 規 定 に 基 づ く 届 出 済 票 の 交 付	三 千 円 届 出 の 時 き。 再 交 付 申 請 の 時 き。
			ふ ぐ 加 工 製 品 取 扱 届 出 済 票 交 付 手 数 料	
			ふ ぐ 加 工 製 品 取 扱 届 出 済 票 再 交 付 手 数 料	

付 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

（説明）

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十四年東京都条例第十四号）の施行により、東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号）に基づく事務の一部が区に移譲されることに伴い、ふぐ加工製品の取扱いをする者が届出をした際に交付する届出済票の交付等に係る事務手数料を新設するため、本案を提出いたします。